

2 観覧者募集

松前で熱き戦い

大相撲 × 

大相撲松前場所

- ◆日時 10月22日(木) 8時～15時
 - ◆場所 松前公園体育館
 - ◆内容 公開稽古、握手会、土俵入り、取組(幕下以下、十両、幕内、横綱)、弓取式
 - ◆料金 4千円～2万4千円
※全席指定、観戦パンフレット付
※一般販売開始は、6月下旬を予定しています。
- 大相撲松前場所実行委員会事務局(株)フジトラベルサービス EC 団体旅行松山営業部内) ☎ 947-8780



お知らせ

松前町民限定の先行販売を行います

- ◆日時 6月19日(金)、20日(土) 13時～16時
- ◆場所 文化センターロビー
- ※詳しくは、6月初旬に次の場所で配布するチラシと申込書をご覧ください。
- ◆チラシ・申込書配布場所 松前漁協、商工会、役場産業課、松前公園、文化センター、地区公民館

3 ホストファミリー募集

松前で国際交流 教育の町宣言50周年
海外高校生 × 

日本語スピーチコンテスト

NPO法人エデュケーションガーディアンシップグループが主催する「海外高校生による日本語スピーチコンテスト」を7月30日、松前町で開催します。そこで、コンテストに出場する海外高校生を受け入れてくれるホストファミリーを募集します。

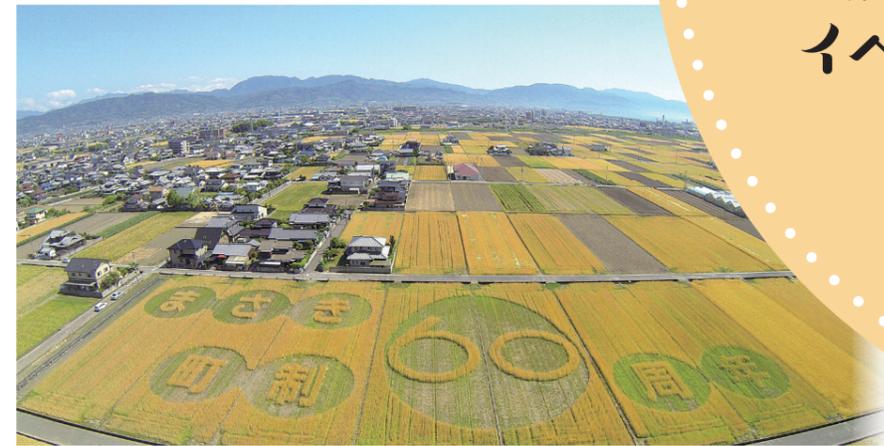
海外高校生の皆さんは、日常会話レベルの日本語は話すことができます。約1日、海外の皆さんと過ごして、海外の文化にふれてみませんか。



前回大会の様子。コンテストは、今回で20回目を迎え、地方では初開催です

- ◆募集人数 17組以内(先着順)
※海外高校生17人のうち、原則2人以上の受け入れをお願いします(1人でも可)。
- ◆期間 7月30日(木) 夕方～7月31日(金) 午前中
- ◆お願い事項 日本での生活体験(30日の夕食、宿泊、31日の朝食の提供、お風呂体験など)
- ◆申し込み方法 申込書を事務局の窓口に直接提出してください(郵送は不可)。申込書は町ホームページからダウンロードできるほか、事務局でも配布します。
- ◆その他 海外高校生は、15カ国から参加します。出身国の割り振りは、NPO法人が行います。
- ◆締め切り 6月30日(木)
- ◆申込先・問い合わせ 海外高校生による日本語スピーチコンテスト事務局(学校教育課内) ☎ 985-4125

新緑の緑から黄金色に変化した「はだか麦アート」



松前町町制60周年記念 イベント参加案内

次の3つのイベントについて、参加者や支援してくれる人を募集しています。
みんなで参加して、60周年を楽しみましょう。



【お知らせ】

広報まさき4月号でお知らせした「サイクリングフェスタ」は、会場の都合で9月に開催を変更します。詳細は決まり次第、広報などでお知らせします。

1 参加者募集

まちの魅力

義農作兵衛 × 

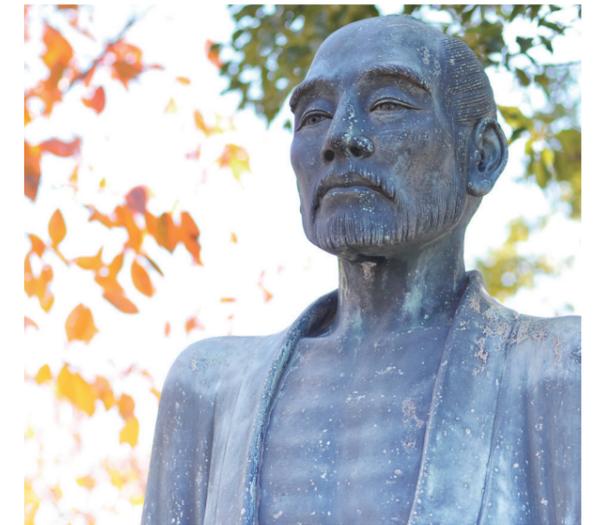
作兵衛子供会議

中高生を対象に、義農精神を改めて理解し、未来に向けて自分たちができることをワークショップ形式で探る「作兵衛子供会議」を開催します。

利己的な考えでなく、他の人を思いやる「義農精神」。学校で学んだ人も、そうでない人も、みんなでもう一度、見直してみませんか。

考えた意見は提案書として発表してもらうことで、町も事業化に向けて取り組みます。

- ◆募集人数 30人(応募多数の場合は抽選)
- ◆参加資格 町内在住か町内の中学校・高等学校に在学している中学生、高校生
- ◆期間 6～10月の土日祝日の午前2時間(1カ月に1回開催し、全5回を予定)
※第1回は6月下旬を予定しています。
- ◆場所 松前町役場ほか
- ◆参加費 無料



- ◆申し込み方法 申込用紙を郵送してください。用紙は町ホームページからダウンロードできます。
- ◆その他 参加決定者には、6月下旬に案内文書をお送りします。
- ◆締め切り 6月19日(金) 当日消印有効
- ◆申込先・問い合わせ 〒791-3192 松前町大字筒井631番地 総務課企画政策係 ☎ 985-4103

平成 28 年度採用

松前町職員を募集します

◆1次試験

7月26日 10時～

役場または松前総合文化センター



◆共通受験資格

- ①日本国籍を有する人
- ②地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人

◆申込書交付場所

申込書は町ホームページからダウンロード(A4両面印刷)できるほか総務課で配布します。郵便で請求する場合は、必ず封筒の表に受験したい試験区分(「一般事務(上級試験)請求」、「保育士請求」)を朱書きし、長形3号サイズの返信用封筒(92円切手を貼り、あて先を明記したもの)を同封して総務課へ送ってください。

◆申し込み方法

原則、郵送でお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。

※ホームページからは申し込みできません。

《必要書類》

- ①必要事項を記入した申込書
- ②写真(3カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格(縦45ミリ、横35ミリ)のもの)2枚 ※1枚は申込書に貼り、もう1枚は申込書に添えて郵送
- ③返信用封筒(長形3号サイズ。あなたのあて先を明記し、82円切手を貼ったもの) ※申し込み受け付け後、受験票を交付します。7月3日⑤までに受験票が届かない場合は、総務課へご連絡ください。

【応募先・問い合わせ】

〒791-3192 松前町大字筒井631番地
松前町役場総務課職員係 ☎985-4113

2種類のプレミアム付商品券を発売します

町制施行60周年を記念して町単独で「恵みめぐるご縁券」を、地域の活性化のため県で「愛顔のえひめ商品券」を発売します。



	恵みめぐるご縁券 (8,500 セット発行)	愛顔のえひめ商品券 (19,200 セット発行)
商品券の内容	1万円で1万2千円分の商品券(千円×12枚)が購入できます。 ※1人3セット(3万円)まで購入できます。 【利用範囲】	
	12枚とも松前町内限定で使用可能	6枚は県内全域、6枚は松前町内限定で使用可能
応募方法	往復はがきで応募してください(下の記載方法参照)。応募は各商品券1人1回限りです。 ※応募多数の場合は抽選で、結果は返信はがきでお知らせします。 【抽選結果のお知らせ時期】	
	8月下旬	6月下旬
応募期間	7月24日(金)～8月10日(月)当日消印有効	受付中～6月10日(水)当日消印有効
引き換え期間	9月1日(火)～9月15日(火)	7月1日(水)～7月15日(水)
引き換え場所	役場2階会議室	
使用可能期間	9月1日(火)～平成28年1月31日(日) 【使用する際の注意事項】	7月1日(水)～11月30日(月)
	※使用可能期間を過ぎると利用できません。 ※商品券に記載されている金額未済のものを購入しても、つり銭はできません。	
使用可能店舗	取扱店舗を募集します。希望する事業者は商工会で手続きを行ってください。 【募集期間】6月19日(金)～7月10日(金)	愛顔のえひめ商品券取扱店舗のステッカーの貼っている店舗で利用できます。
問い合わせ	松前町商工会(浜809-1) ☎984-1427	愛顔のえひめ商品券コールセンター ☎0120-101-104 松前町商工会(浜809-1) ☎984-1427

◆往復はがきの記載方法

※往復の裏面には、何も記入しないでください。その面に、抽選結果などを記載して返信します。

(往信宛名面)	(返信文面)	(返信宛名面)	(往信文面)
791-3110 伊予郡松前町 浜809-1 松前町商工会 行	記入不要	□□□-□□□□ (申込者の住所) (申込者の氏名)	①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④購入希望商品券名 ⑤購入希望セット数 ※1人3セットまで

試験区分	一般事務(上級試験)	保育士
採用予定数	4人程度	2人程度
受験資格	昭和57年4月2日～平成6年4月1日生まれの人	■昭和57年4月2日～平成8年4月1日生まれの人 ■保育士資格取得者または平成28年3月末日までに取得見込みの人
1次試験	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(行政) 事務適性検査 一般性格診断検査	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(保育士) 事務適性検査 一般性格診断検査
2次試験	口述試験・作文試験	

※試験の詳細は、採用試験実施要領で確認してください。

◆申込期間 ④・⑤を除く8時30分～17時15分

6月12日(金)～25日(木)

(郵送の場合は6月25日必着)



平成27年度は北黒田の一部、北川原の一部 地籍調査を実施します

●地籍調査とは
土地に関する戸籍調査ともいうべき基礎的な調査です。現在、法務局に保管されている登記簿や公図は、明治・大正期に作成されたものが多く、土地の実態を正確に把握できないことがあります。そこで、次の調査を行い、登記簿や公図を修正します。

①所在、地番、地目と境界の調査
②登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
③境界の測量と面積の測定

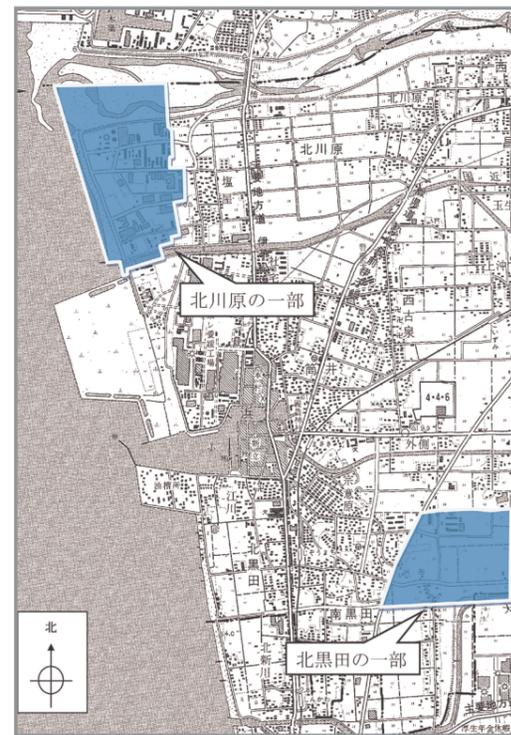
●地籍調査の効果
地籍調査を行うと、その結果が

数値データにより記録・保存されるため、公共事業や土地取引の円滑化に役立ちます。また、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速に取り掛かることができます。

●土地所有者へのお願
7月下旬ころに地元説明会を開催する予定です。関係者にはあらかじめ案内文書を送りますので、ぜひ参加してください。

●産業課国土調査係
☎985-4127

27年度地籍調査実施計画



忘れずに手続きを

- 児童手当
- 子育て世帯臨時特例給付金

6月上旬に、児童手当の受給者へ、現況届と子育て世帯臨時特例給付金の申請書を送付します。提出しないと手当や給付金が受けられなくなり、それぞれの期間内に忘れずに手続きをしてください。

【児童手当】

児童手当の現況届は、毎年6月1日における状況を記載してもらうことで、手当を引き続き受ける要件があるか確認するものです。

▼申請受付期間
6月9日(火) ～ 6月30日(火)

【子育て世帯臨時特例給付金】
昨年に引き続き、消費税引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して給付金を支給します。

▼対象者
平成27年6月分の児童手当の受給者

※特例給付(児童手当の所得制限額以上の人)該当者は対象外です。

▼支給額
対象児童1人につき 3千円

▼申請受付期間
6月9日(火) ～ 12月9日(水)

●福祉課児童福祉係
☎985-4114

地域づくりのための「住民集会」

参加者を募集

普段、地域で活動する中で「もっとこんなことができたらいいのに」「この前の地域での活動は、あまり人が来なかった。どこが問題だろう」と思うことはありませんか？
そのような希望や課題をみんなで話し合う機会が「住民集会」です。集会では、小さなグループに分かれ、「自分たちには何ができるか、何が足りないか」を話し合い、地域

でやるべきことを考えていきます。話し合いには、県、町の関係者や地域アドバイザーも参加してサポートをします。そして、よりよい地域づくりをみんなで考えます。

住民集会は、全4回を予定しています。希望する人は、6月19日(金)までにお問い合わせください。

●町民課コミュニティ係
☎985-4228

固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。

現地調査とは、町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑種地など)や家屋の新築、増築、取り壊しなどを調査することです。

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。使用状況などを質問することもありますが、ご協力をお願いします。

医療費助成の更新

- 母子家庭医療費(申請での更新)
- 重度心身障害者医療費(自動更新)

現在の受給者証の有効期限は6月30日(火)です。

【母子家庭医療費助成】
案内文書を送っています。忘れずに更新手続きをしてください。

▼対象者
①母子家庭の母と児童
②準母子家庭の祖母と孫か姉と弟妹
③父母のない児童
※児童：20歳未満で就職していない人

▼対象除外
①前年(1～6月申請分は前々年)に所得税が課税されている家庭
※税の扶養状況で、課税されている

も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

②生活保護を受けている家庭
●福祉課児童福祉係
☎985-4114

【重度心身障害者医療費助成】
毎年、更新申請をお願いしていましたが、引き続き対象となる人には、本年度から受給者証を直接送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

●福祉課障がい福祉係
☎985-4112

カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口

6月1日～7日 水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。

水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルですみます。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルですみます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回ってないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

●上下水道課 (料金) ☎985-4133 (工事) ☎985-4229
※漏水修理については、町指定給水装置工事事業者が修理センター(☎984-6569)へ依頼してください

計量器定期検査

はかりを取引または証明に使用する人は、計量法により2年に1度の定期検査が義務付けられています。定期検査を必ず受検してください。

日 時	場 所
6月5日(金) 10時～14時	東公民館
6月8日(月) 10時～12時	北公民館
6月9日(火) 10時～14時	西公民館
6月10日(水) 10時～15時	松前町役場

種類	ひょう量 (最大計量値)	手数料 (1個あたり)
電気式はかり	100kg以下	1,400円
	250kg以下	1,800円
	500kg以下 1t以下	2,200円 3,100円
棒はかり 直線目盛はかり		250円
その他の 手動式はかり	100kg以下	500円
	250kg以下 500kg以下	900円 1,500円

※高精度のはかりの場合、手数料が2倍になる場合があります

●産業課商工水産観光係 ☎985-4120
愛媛県計量検定所 ☎947-4001

子育て支援のお知らせ

福祉課児童福祉係 ☎ 985-4114

子育て支援のホームページを開設



子ども・子育て支援についての情報が1つになった総合窓口ホームページを開設しました。各課で別々に情報を載せていた従来よりも、すぐに知りたい情報が得られるサイトになっています。

サイトには、各種申請手続きの方法や施設のイベント情報など、子育て支援についての幅広い情報が掲載されています。ぜひ、アクセスしてください。

利用方法

町のホームページからアクセスしてください。



掲載情報

妊娠から育児、小児医療、子育て支援など、子どもの成長に応じて、次のような情報を掲載しています。

- ・ 各種届け出の方法について
- ・ 各種手当の申請方法について
- ・ 保育所、幼稚園、学校などの各施設の情報
- ・ 子どもの救急医療、障がい児の支援など

例えば 赤ちゃんが生まれたら…

健康診断はいつ？

出生届は？

手当はあるの？

予防接種はどうするの？

医療費助成は？

子育ての相談がしたい！

このような疑問について、順を追って知ることができるようになっています。

Topics

子育て応援サイトでも掲載
笑顔の種まき
サポートブック



笑顔の種まきサポートブックには、平成26年度に子育て世代を対象に行われた「笑顔の種まきリレー講座」の内容や、子育てに関する情報が掲載されています。

ホームページからダウンロードできますので、ぜひ活用してください。

年金を受給している人へ
町県民税の納税方法をお知らせします

●65歳になった人
昨年度中に65歳になった人(昭和24年4月3日～25年4月2日生まれの人)のうち、公的年金を受給している、公的年金などの所得に係る町県民税の納税義務のある人は、10月の年金支給分から、町県民税の特別徴収が始まります。

●65歳以上の人
すでに年金から特別徴収で納めている人は、8月支給分で仮徴収が終了し、10月支給分から本徴収が始まります。対象者には6月に納税通知書を送付しますので、ご確認ください。
問 税務課町民税係
☎ 985-4110

※生年月日などによって改定率が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
※①27年度の改定率 26年の全国消費者物価指数と過去3年間の賃金変動率より算出したもの。

①27年度の改定額	2.3%
②特例水準解消分	△0.5%
③スライド調整率	△0.9%
計	0.9%

平成27年4月分(6月15日支払分)から年金額が改定になります。年金額は基本的に次の計算式により、3月分に比べて0.9%増額となっています。

※②特例水準解消分 過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたため、その差分を解消するために算出したもの。24年の法改正で段階的に実施されている。
※③スライド調整率 賃金や物価の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整するマクロ経済スライドでの割合。現役世代の年金を確保するために調整が行われている。

問 松山西年金事務所お客様相談室
☎ 925-5110

平成26年度フレッシュシュボックスに26件
貴重なご意見ありがとうございました

寄せられた意見の内訳	
保健、医療、福祉	4件
道路、水路整備	5件
環境・ごみ問題	3件
教育、文化	2件
窓口	4件
施設管理	6件
その他(町の管理していない施設への要望など)	4件
合計	28件

松前町はあなたにとって暮らしやすい町でしょうか？ ご意見やご提言をぜひお寄せください。

【26年度改善例】
(意見) 町が管理しているところで、駐車禁止のところに車を止めているため危険→車止めポールを新しく設置しました。

問 総務課広報情報係
☎ 985-4132

※1件で複数のご意見が寄せられている場合があるため、合計が一致しません。

【意見・提言方法】
▼フレッシュシュボックス
：役場庁舎1階ロビー
：〒791-3192
松前町大字筒井631番地
総務課広報情報係
▼FAX：985-4148
※メールは町ホームページから各担当係宛に送付できます。
提案の際には、住所、氏名、電話番号などをご記入ください。
寄せられたご意見は、個人情報などの取り扱いに十分注意して、広報紙などで紹介することがあります。

マイナンバー制度が 始まります

28年1月
マイナンバー
利用開始

平成27年10月
マイナンバー通知

マイナンバー制度は、行政機関や医療などの各種団体が個別で所有している個人の情報を、同一人の情報であるという確認をするために導入される制度です。

導入により、社会保障・税制度の効率性・透明性が高められ、住民の皆さんにとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現していきます。



1人に1つ。
マイナンバー

マイナンバーで、具体的にどう変わるの？

- ① 手続きが正確で早くなる（行政事務の効率化）
今まで外部の把握している個人情報、照会などを行って把握し事務作業を進める必要があり、時間も経費もかかっていました。しかし、導入によってその手間と経費も減らすことが可能となります。
- ② 面倒な手続きが簡単に（住民の利便性の向上）
手当などの申請で必要だった住民票や所得証明書などを提出する必要がなくなり、申請手続きが簡素化されます。
- ③ 不正受給の防止（公平・公正な社会の実現）
各機関の連携が可能となるため、給付金などの受給が可能なのに受給していない人や、対象ではないのに受給している人を確認できるようになり、公平・公正で細やかな支援が可能となります。

マイナンバーはどんなときに利用するの？

マイナンバーは、行政機関や地方公共団体などにおいて、法律などで定められた行政手続きにのみ利用されます。

住民の皆さんは、年金・雇用保険・医療保険、福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどを行うときに、マイナンバーの記載が求められるようになります。

番号はどうやって分かるの？

10月以降に、12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」を、住民登録している住所に送付する予定です。

※ マイナンバーの記載を求められた場合に活用できますが、本人確認のためには保険証など別途書類が必要になります。

身分証明として利用できる「個人番号カード」

10月以降に送付される「通知カード」と異なり、身分証明としても利用できるカードが「個人番号カード」です。顔写真付きのICカードになります。

通知カードが送付されたときに同封されている申請書を提出することで発行されます。このカードは、身分証明となるだけでなく、各種行政サービスでも利用できます。交付は、28年1月からです。

※ ICカードには、プライバシー性の高い個人情報記録されません。

※ 個人番号カードが発行されることにより、28年1月からは、住民基本台帳カードの発行は停止します。現在発行してもらっている人は、記載されている有効期限までは利用することができます。

問 町民課住民係 ☎ 985-4105